

9月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	中嶋 登 君	8番議員	玉川 清史 君
2 "	大日向 進也 君	9 "	山城 峻一 君
3 "	塚田 舞 君	10 "	柘津 明子 君
4 "	水出 康成 君	11 "	朝倉 国勝 君
5 "	宮入 健誠 君	12 "	滝沢 幸映 君
6 "	中村 忠靖 君	13 "	大森 茂彦 君
7 "	星 哲夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	臼井 洋一 君
教 育 長	塚田 常昭 君
総 務 課 長	竹内 祐一 君
企画政策課長	長崎 麻子 君
会計管理者	竹内 優子 君
住民環境課長	山下 昌律 君
福祉健康課長	鳴海 聡子 君
商工農林課長	北村 一朗 君
建設課長	高橋 卓也 君
教育文化課長	細田 美香 君
収納対策推進幹	北沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀昭 君
D X 推進室長	瀬下 幸二 君
総務課長補佐	宮下 佑耶 君
総務係長	宮嶋 和博 君
総務課長補佐	宮原 卓 君
財政係長	川島 徳夫 君
企画政策課長補佐	橋本 直紀 君
企画調整係長	春日 英次 君
保健センター所長	
子ども支援室長	
代表監査委員	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	大橋 勉 君
議会書記	井上 敬子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 教育についてほか 柘津明子議員

(2) 健康保持増進についてほか 水出康成議員

第 2 議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第36号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第37号 令和6年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第38号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第39号 令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 最初に、10番 柘津明子議員の質問を許します。

10番（柘津さん） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

教育の目的は、子どもたち一人一人が自分らしく生き、社会の中で安心して成長していくことだと考えます。学びとは、生きることの再発見であり、日々の経験を通して、子どもたちは人との関わり方や自分自身を学び直していきます。しかし、現実には教育の仕組みが十分に機能しておらず、子どもたちが自分らしく生き、安心して成長することを十分に支え切れていません。その結果、不登校や自死、いじめなど、子どもを取り巻く厳しい環境はむしろ深刻化しています。

本来であれば、教育は子どもを守り、支えるはずですが、にもかかわらず、状況は改善されず、危機感は一層高まっています。この現実こそ、私たちが立ち止まり、問い直さなければならない課題だと考えます。今こそ教育を守る仕組みから未来をつくる力へと転換すべきときです。その核心となるのが、クリエイティビティ（創造性）とエージェンシー（主体的に行動する力）を育む教育です。

私たちは、これまで知識を教え、正解を導き出すことを重視してきました。しかし、AI時代を迎えた今、知識の暗記やパターン化された問題解決能力だけでは、子どもたちが未来を切り拓いていくことは困難です。これからの教育で本当に大切なのは、ただ知識を覚えることではありません。知識を土台にして自分で問いを立て、考え、答えを探す力、これがクリエイティビティ、創造性です。そして、その力を活かして自分の人生や社会をよりよく変えていく行動力、これがエージェンシー、主体的に行動する力です。

子どもたちが生きることの再発見を通して自ら考えて行動し、新しい未来を創造する力を身につけられるよう、私たちはどのように教育の在り方を変えていくべきかを踏まえ、順次質問していきます。

イ. 子どもの権利と町の理念について

今申し上げたエージェンシーやクリエイティビティを育む教育の基盤となるのが、子どもたちの権利の尊重です。坂城町は、「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンを掲げています。しかし、その土台となる子どもの権利の位置づけが明確でなければ、理念は絵に描いた餅になりかねません。

既に多くの自治体では子どもの権利条例を制定し、子どもの声を聴き、権利を保障する仕組みを整えています。坂城町がこの制度を整えない限り、他市町村に比べて取組が遅れ、子どもの声を受け止める力を弱めるのではないかと考えます。その懸念を踏まえ、以下4点お伺いします。

1点目として、坂城町は「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンを掲げていますが、その基盤となる子どもの権利を町としてどのように捉えているのでしょうか。

2点目として、これまでの答弁で、現状において坂城町子ども権利条例を制定することは考えていないとしていますが、その理由をお伺いします。

3点目として、「子どもの権利条約やこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の趣旨に沿って施策を展開している」との過去の答弁がありましたが、それだけでは町独自のスローガンである「坂城の子は坂城で育てる」との整合性が見えにくいのでしょうか。町の子どもの関する施策の方向性は、どのように示されているのでしょうか。

4点目として、全国の自治体では独自に子ども権利条例を制定し、教育や児童福祉政策の基盤としています。坂城町として、この潮流などをどのように受け止めているのでしょうか。

次に、ロ. 教育大綱について。

教育大綱は、町の教育をどうしていくかという大きな方向性を町長が示す基本文書です。しかし、坂城町の教育大綱は、令和3年度から令和7年度を期間として策定されたものであり、策定当時には、まだ子ども家庭庁の設置やこども基本法の制定は行われておらず、国が示す子ども主体という考え方が十分に反映されていません。

今後、町として国の動きに歩調を合わせ、教育大綱に理念や方向性を組み込ませなければ、せつかくの政策も一過性に終わるおそれがあると考えます。そこで2点お伺いします。

1点目として、坂城町教育大綱において目指す子どもの姿とはどのような姿でしょうか。

2点目として、坂城町教育大綱の改定後に、国においてこども基本法やこども大綱が施行され、子どもの権利や子ども主体とする新たな視点が示されました。これを町の改定する教育大綱に反映させていくのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

教育長（塚田君） 1. 教育についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 子どもの権利と町の理念について。「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンを掲げているが、その基盤となる子どもの権利を町としてどのように捉えているかについてであります。

子どもの権利につきましては、児童の権利に関する条約、いわゆる権利条約として、日本は1994年（平成6年）に批准、発効となりました。この条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもが保護されるだけの存在ではなく、権利の主体であることを明確にし、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

この条約には基本的な考え方として、差別されない権利、子どもの最善が第一に考えられる権利、生命・生存及び発達に対する権利、意見を表明し参加できる権利といった、いわゆる4原則が定められております。

また、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、国や地方公共団体が子ども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月に施行されたこども基本法においても、子どもの権利条約のいわゆる4原則が法の基本理念として規定されているところであります。

そうした子どもの権利につきましては、かねてから町の全ての子ども施策を推進する上での基本的な視点として捉えているところであります。

町では、「坂城の子は坂城で育てる」との町の教育理念の下、学校、家庭、地域が一体となり、妊娠・周産期から就学期前、小中学校、高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた切れ目のない一貫した様々な子育て支援施策を進めております。それらの様々な子育て支援施策の取組を行っていく上では、常に子ども一人一人の権利を尊重し、子どもの最善の利益が実現されることを目指して取り組んでいるところであります。

続きまして、現状において、坂城町子ども権利条例を制定することは考えていない理由であります。他自治体が制定している、いわゆる子ども権利条例を拝見しますと、自治体によって

内容に差はありますが、基本的な内容といたしましては、子どもの権利の尊重、自治体の役割、保護者の役割、住民の役割などが規定され、子どもに関する施策を進めていく上での理念条例となっております。

それらの子どもの権利の尊重、自治体の役割、保護者の役割、住民の役割につきましては、冒頭で申し上げました子どもの権利条約や国のこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に規定されており、町といたしましても、それらの規定の趣旨に沿った常に子どもの視点に立った施策を展開してきたところであります。

今後も、まずは、それらの現行の条約や法律、県条例に定めるところにより、着実に子ども施策を推進することが重要であると考えていることから、現状において、子ども権利条例を制定することは考えていないところであります。

続きまして、町の子どもに関する施策の方向性はどのように示されているかについてであります。

町の子どもに関する施策の方向性につきましては、坂城町第6次長期総合計画に示しているところであります。具体的には、計画の第5章未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりに位置づけております。

第6次長期総合計画の第5章、第2節におきましては、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、多様なニーズに応じ、保育や幼児教育、就学期まで、教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーなどの専門職の関わりにより、切れ目のない総合的な子育て支援に取り組むとともに、地域における子育てネットワークづくりを進め、「坂城の子は坂城で育てる」の町の教育理念の下、地域全体で安心して子育てができる環境づくりを推進しますといった、町の子育て施策の方向性をはじめ、それらを実現するための具体的な施策の内容を示しているところであります。

子どもの権利条約やこども基本法、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例の趣旨と町の長期総合計画において「坂城の子は坂城で育てる」の教育理念の下、位置づけた、町の子育て支援に関する施策の方向性と具体的な施策につきましては、いずれも子どもの最善の利益が実現される社会を目指すためのものであり、その方向性は同一のものであります。町といたしましても、今後も、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、様々な子どもに関する施策を推進していきたいと考えております。

次に、全国の自治体の子どもの権利条例を制定していることに対する町の受け止めであります。

町といたしましては、独自に子どもの権利に関する条例を制定している自治体や、制定しようとしている自治体があることは承知しております。そうした条例の内容の先進的な部分については、町の子育て施策を進める上で参考にできるところは参考にさせていただくなど、常に

研究は続けてまいりたいと考えているところであります。

次に、ロ．教育大綱についてのご質問にお答えいたします。

初めに、教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月に施行され、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされたことにより、当町においても、教育施策の方向性を示すものとして教育大綱を策定しているところであります。

教育大綱は、首長が策定するもので、策定にあたっては、国の教育振興計画を参酌し、町の将来像や長期総合計画とも整合性を図り策定しており、首長と教育委員会で構成される総合教育会議において協議・検討を行っているところであります。

教育大綱において目指す子どもの姿につきましては、当町の教育大綱における教育グランドデザインにおいて、「坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子ども」としております。

坂城は、子どもたちのふるさとであります。ふるさとは、一般的には生まれ育った土地や地域を指しますが、それだけにとどまらず、自分が愛着や思い入れのある場所、心のよりどころとなる場所も指し、子どもたち自身が深く関わっています。

「坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子ども」のベースとなるのは、自分の良さに気づき、自分を愛し、自分を誇れる元気な子どもではないかと考えております。自分のふるさとを肯定的に捉えるには、自分のことを肯定的に捉えることが大切であると考えます。このような子どもの姿は、現在、町内小中学校において学びの改革リーディング校として目指している自己肯定感を高めることと一致しております。

そのために、町内小中学校において、個別最適な学びとともに、子どもが選択し、考え、表現する協働的な学びを実践しています。子どもが選択し、考え、表現する協働的な学びを実践することは、子どもの権利として重要と考えられている子どもが意見を表明し参加できるための土台となる力を育てることにつながると考えています。「自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決をする」そのことを通して自己肯定感を高め、坂城の良さに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子どもの育成を目指していきたいと考えています。

次に、国における子どもの権利、子ども主体とする新たな視点について、町の改定する教育大綱に反映させるかについてであります。

当町の教育大綱は、平成28年4月からの5年間を期間とする第1次の教育大綱を策定し、令和3年3月に今年度末までを期間とする第2次の教育大綱を策定、現在は次期大綱策定に向け作業を進めているところであります。

この間、国においては、こどもまんなか社会を実現するために、令和5年4月にはこども家

庭庁を創設し、こども基本法を制定、さらに令和5年12月にはこども大綱を定めるなど、子どもたちを取り巻く社会環境や支援体制などが変化してきております。

こうした国の動きや社会環境の変化を踏まえ、子ども主体、子どもの権利を尊重する理念は、今後も教育施策を進める上で重要な視点であると認識しております。

今後、具体的にどのような形で次期育大綱に盛り込むかなどにつきましては、現行教育大綱の成果や課題の検証を行うとともに、首長や教育委員会において協議を検討していく必要があると考えております。

町といたしましても、子どもたちが自分らしく成長し、地域とともに未来を築いていけるよう、子どもの権利、子ども主体の理念について十分に意識し、常に子ども一人一人の権利を尊重し、子どもの最善の利益が実現されることを目指して、次期教育大綱の策定を進めてまいりたいと考えております。

10番（衞津さん） ご答弁いただきました。ただいまの答弁では、今後検討していくというお話でした。しかし、こども基本法により、子どもが意見を表明する権利などは既に保障されています。にもかかわらず、学校や家庭、地域においては依然として大人が決めることが多く、子どもの声が十分に反映されていないのが現実です。

実際に子どもたちからは、経済的理由で部活ができない、暑いからランドセルよりリュックがよい、夏休みはご飯が食べられないからこども食堂を増やしてほしいなど、大人だけでは想像しにくい切実な声が上がっています。

そこで、改めて質問させていただきます。1点目として、子どもの権利がまだ十分に知られていない現状を踏まえ、その認知度を町としてどのように高めていくのでしょうか。

2点目として、理念を掲げるだけでは不十分だと考えます。教育大綱の改定にあたって、子どもの声を聴き、反映する仕組み、例えば子ども会議やアンケート、対話の場などを制度的に設ける考えはあるのでしょうか。

以上、2点について再質問いたします。

教育文化課長（細田さん） それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、子どもの権利の認知度をどのように高めていくかについてですが、まず、子どもたちにとっては、保育園や幼稚園、学校における遊びや学びを通じて、友達と仲よく交流し、お互いの人権を尊重し、自由に意見を言える関係になることなどが子どもの権利を学ぶ第一歩となると考えております。そのため、ふだん子どもと接している保育士や教職員については、県などが実施する子どもの人権教育に関する研修に参加し、子どもの権利についての理解を深めているところです。

また、広く町民を対象として毎年行っている人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会におきましても、人権に関する子どもたちの発表や様々なテーマでの講演により、子どもの権利

を含めた人権の尊重について、理解を深めていただいているところであります。

町といたしましては、ただいま申し上げましたような取組を引き続き行っていくほか、子どもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容などについて、引き続き広く普及啓発を図ってまいりたいと考えているところであります。

続いて、教育大綱の改定にあたり、子どもの声を聞き反映する仕組みを制度的に設ける考えはについてにお答えいたします。

教育大綱は、町の上位計画である坂城町第6次長期総合計画と整合性を取りながら、長期的な視点で教育の方向性を示す役割があり、施策の根幹となる根本方針を示すものであるとの認識をしております。次期教育大綱については、これから協議・検討を進めていくところでありますけれども、ご質問の詳細な施策等を含めることは難しいことかと考えているところであります。

そのほかの子どもの意見を反映する仕組みづくりにつきましては、子どもの年齢による発達段階の違いや学校教育活動との調整など、運営面に課題があります。そのため、子ども会議の設置、アンケートの実施、意見交換の場の在り方などについては、今後、他市町村の事例等を参考にすることで、関係機関とも協議しながら、町としての適切な方法を研究してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、子どもたちの思いや考えを子ども施策に活かせるよう努めてまいりたいと考えております。

10番（柘津さん） ご答弁いただきました。町長が子育て日本一を目指すために掲げた「坂城の子は坂城で育てる」という力強いスローガン。この言葉を単なるキャッチフレーズではなく、町の未来を照らす実効性あるビジョンへと高めていく必要があります。

しかし、現状では、町全体で子どもたちをどのように育て、どのような子どもに育ててほしいのか、その全体像がはっきりと見えていません。このスローガンを真のものとするためには、子ども、保護者、地域、そして行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を明確にすることが不可欠です。その第一歩として、子どもの声を正面から聴き、それを町の施策に反映させる仕組みなどを整えることが大切だと考えます。

杉並区では、9月1日から子どもの権利相談・救済窓口もスタートしています。また、岐阜県本巣市では、子ども自身が熟議しこども憲章を定め、その理念を行政や地域全体で尊重することを本巣市こどもの権利条例で明確にしています。

さらに、こども会議を制度化し、子どもが直接市政に意見を届ける仕組みを整えています。これは、国連の子ども権利条約が掲げる「子どもは社会の主体である」という理念をまちづくりに活かした優れた実践例です。

坂城町でもこうした実践を学び、子どもを支えられる存在から共につくる存在へと位置づけ

し直すことが求められているのではないのでしょうか。坂城町においても、子どもを町づくりの対等なパートナーと位置づけることが必要です。そうすることで私たちは「坂城の子は坂城で育てる」という言葉の真の意味を問い直し、子どもたちが自分らしく安心して育つことができる町を築いていけるのです。

教育もまた時代の転換に応えるものでなければなりません。これまでの自主性・同質性を重んじる教育から、主体性・多様性を尊重する教育へとかじを切ること、そこにこそこれからの子どもたちが未来を切り拓く力を身につけられる道があります。未来を担う子どもたちのために、今こそ坂城町がその第一歩を踏み出してほしいと切に願います。

次に、2. 教室の断熱改修について。

各種新聞報道によりますと、ここ数年、地球温暖化は既に新たな段階に入り、地球沸騰化と表現されるほど深刻な状況にあるとされています。この地球沸騰化の時代にあって、子どもたちが日々を過ごす教育環境をどう守るのかは、もはや先送りできない喫緊の課題です。

未来を担う子どもたちの健康と学習を守るだけでなく、2030年までに実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも重要な取組であると考えます。

そこで、イ. 学びの場として。

近年の猛暑や寒波は、子どもたちの学びや健康、そして教育環境そのものに直接的な影響を及ぼしています。暑くて授業に集中できない、冬は教室が寒過ぎて体調を崩すといった声は、全国的に子どもや教職員から多く上がっています。冷暖房の設置だけでは限界があり、根本的な断熱性能の改善に取り組まなければ本当に安心して学べる環境は実現できません。

坂城町でも太陽光発電や蓄電池の導入など、エネルギー施策は進められてきました。しかし、肝心の建物の断熱性能が十分でなければ、その効果は限定的です。断熱改修は、子どもたちの学びの環境を守るとともに、省エネルギー、防災の観点からも欠かせない取組です。こうした問題意識から、教室の断熱改修について、以下3点お伺いします。

1点目として、町内の学校施設における断熱性能の現状はどうでしょうか。

2点目として、近年の猛暑や寒波の中で、児童生徒や教職員からの環境改善要望はどの程度寄せられているのでしょうか。

3点目として、坂城町では、既に太陽光発電や蓄電池などが学校に整備されています。次の段階として、断熱改修がエネルギー効率や快適性の向上につながると考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。

次に、ロ. 避難所として。

日本各地で災害が頻発する中、避難所環境の在り方は全国的な課題となっています。特に体育館や教室の寒さ、暑さが原因で体調を崩す災害関連死や、長期避難生活での健康被害が指摘されています。

坂城町においても、学校施設は災害時に地域住民が身を寄せる最も身近な避難所です。とりわけ高齢者や障がいのある方、妊婦や小さな子どもなど、配慮を必要とする方々にとって、断熱や冷暖房の整備は命に直結する課題です。体育館の環境改善と併せ、教室についても避難所基準の視点から改修を進めていく必要があります。そこで1点お伺いします。

災害時の避難所として、高齢者や障がい者、妊婦、小さな子どもなど、特別な配慮を必要とする人が教室を利用することが想定されます。災害時に体育館の断熱、冷暖房環境など、避難所基準と並行して教室も安心して利用できる環境を整備することが重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、2番目の質問としまして教室の断熱改修についてのご質問がありました。私からは伊の学びの場としてのご質問にお答えしまして、口につきましては担当課長より答弁いたします。

初めに、町内の学校施設における断熱性能の現状についてであります。町内小中学校の4校の校舎はいずれも鉄筋コンクリート造りであり、木造校舎に比べると外気温の変化による影響は緩やかであると考えております。

しかしながら、平成27年に新校舎を建築した南条小学校については、一定の断熱性能が確保できているものの、平成4年建築の坂城中学校校舎や、昭和52年建築の坂城小学校、村上小学校の校舎につきましては、建築から時間が経過しており、近年の断熱性能と比較すると十分とは言えないと考えるところであります。

続いて、児童生徒や教職員からの環境改善要望は寄せられているかのご質問でありますけれども、各小中学校におきましては、既に全ての普通教室、特別教室にエアコンを設置しており、FFストーブ等の暖房設備も整っていることから、学習環境はおおむね良好であります。

また、児童生徒や教職員等の学校側からも特段の改善要望を寄せられておらず、児童生徒は年間を通じて快適な環境で学習できていると考えているところであります。

次に、教室の断熱改修に係る町の考えについてであります。断熱改修は外からの熱気や冷気を遮断し、室内の快適な空気を逃がさないよう改修するもので、方法としては、教室の壁や天井へ断熱材を隙間なく敷き詰めたり、既存の窓枠に内窓を取り付け二重窓構造にするほか、簡単なものとしては、窓への日射調整フィルムの貼付けや、遮熱カーテンの取付けなどがあります。

断熱改修を実施することは、教室内の温度を一定に保ち、快適な学習環境を維持するとともに、省エネルギーの観点からも、冷暖房による光熱費の削減や、CO₂排出量の削減といった効果が期待できるところであります。

しかしながら、現状においては、普通教室、特別教室に冷暖房設備が整備されている状況や、児童生徒にすぐに危険が及ぶ内容ではないことなどを踏まえると、断熱改修は緊急性が低いと

考えております。

また、学校全体における教育環境の整備につきましては、緊急性や必要性、費用対効果等を考慮しつつ、体育館などの冷暖房も含めてでありますけれども、これから実施計画などに計画的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

住民環境課長（山下君） 私からは、2. 教室の断熱改修についてのうち、口の避難所としてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災の際、地震や津波など激甚な被害を受けた東北地方の多くの自治体では、学校体育館だけでなく、教室も避難所として利用されておりました。

町地域防災計画においては、避難の受入れ活動計画の中で、「町は学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。」とあります。

町では、地域の中核避難所として、学校の体育館を指定しており、子どもたちの教育の場を確保するため、教室等の避難所の指定は行っておりませんが、大規模な災害が発生した場合など、教室等を活用せざるを得ない場合も想定されるところであります。

災害時の避難所として、断熱・冷暖房環境など学校の教室も安心して利用できる環境整備が重要と考えるが、今後どのように取り組むかのご質問でございますが、町内小中学校においては、学校施設環境改善交付金を活用して特別教室と普通教室にエアコンが整備されており、暑さ寒さへの対応はできるものと考えております。

断熱改修については、先ほどの町長からの答弁にもありましたが、教室に空調の整備ができていない現状においては、かかる経費や効果などから、学校施設全体の優先度を図る中で検討していくものと考えております。

10番（裯津さん） ご答弁いただきました。1点再質問させていただきます。長野県のゼロカーボン社会共創プラットフォーム、くらしふと信州では、気候変動に対するアクションの一つとして、長野県の教室から始めるSDGs、教室断熱ワークショップの普及促進をしています。このような教室断熱ワークショップなどを積極的に活用し、断熱改修計画を策定したらどうでしょうか。

教育文化課長（細田さん） それでは、再質問にお答えいたします。

ご質問にありました、長野県の教室から始めるSDGs、教室断熱ワークショップにつきましては、教室の断熱改修を工務店からアドバイスを受けながら、児童生徒自らが改修を計画、実行するもので、脱炭素の観点から県立高校を中心に利用実績が報告されています。

学校教育につきましては、学習指導要領で必要な学習時間が定められています。そのため、新たに教室の断熱改修を児童生徒が主体となって計画的に進めることは難しいかと思われ

が、環境教育の有効な取組の一つであることから、学校へワークショップについて情報提供をしていきたいと考えております。

10番（柁津さん） ご答弁いただきました。今回の質問では、地球沸騰化という新たな段階に入った気候変動が、子どもたちの学びと健康に直接的な影響を与えている現状と災害時の避難所としての課題に焦点を当てました。

太陽光発電や蓄電池の導入は、エネルギー政策として重要です。しかし、そもそもの断熱性能が不十分であれば、その効果は限定的です。冷暖房の効率が下がり、消費電力が増えるだけでなく、子どもたちの体調不良や集中力低下につながります。教室の断熱改修は、単なる省エネ対策だけでなく、子どもたちの学習環境を守るために必要不可欠な投資です。

また、災害時の避難所として学校施設を利用する際、災害関連死の原因となる体育館や教室の過酷な環境を改善することは喫緊の課題です。特に高齢者や障がいのある方、妊婦など特別な配慮を必要とする方々にとって、断熱や冷暖房の整備は命を守る上で極めて重要です。教室を避難所基準に沿って整備することは、地域全体の防災力向上に直結します。

ご答弁の中で、教室断熱改修の必要性は認識されていると伺いました。太陽光発電や蓄電池の導入に続く、次の段階としての断熱改修を具体的に進めるために、教室断熱ワークショップなど、既存の枠組みを活用することで計画の策定をより円滑に進められるのではないのでしょうか。

子どもたちの学びの環境と住民の命を守る避難環境、この二つの視点から、断熱改修はもはや待ったなしの課題です。町の将来を担う子どもたちのために、そして住民の安心を守るため、教室の断熱改修という課題に対し、今こそ町がリーダーシップを発揮し、断熱改修の次の一歩として具体的に進めることを強く求めます。

最後に、長野県には「長野の子ども白書」という冊子があります。子どもたちの声を集め、権利の実現を可視化し、課題や実践を共有してきた貴重な白書です。今年で本としての発行が休止となりましたが、教育の変革を考える上で大切な示唆を与えていただきました。

今、私たちは、この現状を踏まえ、どのような未来を子どもたちに手渡すのかを真剣に描かなければいけません。その鍵となるのが現状から延長線を追うフォアキャストではなく、理想の未来から逆算するバックキャストの視点です。そして大切なのは、人間がつくった制度や仕組みは、人間の手で必ず変えられるという確信を持つことです。

元広島県教育長の平川理恵さんの言葉を借りれば、まさに「人間が決めたものは、人間によって変えられる」のです。教育もまた、私たちの意思でよりよいものへと変えていくことができます。

子どもたちが社会の出来事を自分事として捉え、多様な価値観に触れ、対話を重ねながら、自ら考え行動できる教育こそが民主主義を次世代に引き継ぐ礎です。戦後80年を迎えた今こ

そ、真の民主主義とは何かを子どもたちとともに問い直し、未来を描くときです。教育を変えることは、町の未来を変えることです。「子どもが輝けば町の未来も輝く」、この言葉を胸に坂城町が未来への一步を踏み出すことを強く求めます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時44分～再開 午前 9時54分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、4番 水出康成議員の質問を許します。

4番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。9月定例会一般質問、最終登壇者となります。よろしくお願いします。

毎年9月1日は防災の日と定められ、自然災害への備えを促進するための重要な日です。当町におきましても、去る8月31日に令和7年度坂城町総合防災訓練が行われました。訓練を通じて災害避難時の行動や関する情報について新たに学んだり、思い出されたりと、参加された皆様それぞれが防災知識の更新や防災意識を高め、自然災害への心を育てていただける機会になったのではと思います。

また、年1回自分の体の点検として、6月2日から来年2月28日までの期間で個別健診が始まり、3か月が過ぎました。多くの方は、毎年ほぼ同時期に健診を受けていることと思います。

防災活動において、自分の命は自分で守ると、よく耳にされていると思いますが、個別健診を受診して、健康の改善や保持増進に役立てて自分の命を自分で守っていただきたいと思います。

さて、今回の一般質問は、質問表題として一つ目に、健康保持増進について。本定例会でも防災にまつわる質問が多くありましたが、二つ目に福祉避難所について行います。

初めに、健康保持増進について。

イとして、小中学生の生活習慣病予防について。

「広報さかき」6月号、保健センターミニ講座より、「健康でいるために知っておきたいこと！」の掲載記事がありました。令和6年度町内小中学生の生活習慣病予防健診結果において、長野県平均を悪化方向に超える結果が紹介されておりました。

広報では、子どもだからといって油断禁物として、町内の小学5年生、中学2年生を対象に実施している生活習慣病予防健診の結果として、高血糖、中性脂肪、LDLコレステロールにおいて、小学生の結果は、高血糖基準値ヘモグロビンA1c5.6%以上に対し基準値を超えた割合は、県平均33.6%、当町は36.5%と多く、中性脂肪基準値150ミリグラムパーデシリットル以上に対し基準値を超えた割合は、県平均10.5%、当町は17.7%と

多く、LDLコレステロール基準値120ミリグラムパーデシリットル以上に対し基準値を超えた割合は、県平均12.4%に対し当町9.4%と、こちらは下回っています。

中学生について、基準値は同じため省略します。高血糖の基準値を超えた割合は、県平均27.8%に対し24.8%と下回っています。中性脂肪の基準値を超えた割合は、県平均5.7%に対して6.7%と多く、LDLコレステロールの基準値を超えた割合は、県平均8.6%に対して10.5%と多く、以上の結果が紹介されていました。

子どもたちの生活は、近年、ゲームやスマホの進展、脂肪や塩分の多いスナック菓子の間食により、生活リズムに乱れが生じています。結果として不規則な食事や欠食、睡眠不足により肥満となり、生活習慣病の懸念が高まりつつあります。

また、小児肥満の子どもは、その約70%が成人肥満に移行すると考えられ、高度の小児肥満は、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を合併する可能性が高くなるため、子どもの頃から肥満予防が大事だと考えられています。

ちなみに、睡眠不足が肥満を引き起こす原因はホルモンバランスの乱れを引き起こし、その一環として、ストレスホルモンであるコルチゾールの分泌が増加します。コルチゾールは脂肪の蓄積を促進する性質があるため、体重増加を引き起こしやすくなります。また、成長ホルモンの分泌量も減少します。成長ホルモンは代謝を活性化させる役割を持っているため、インスリンの生成が抑制され、血糖値の調整が不足し脂肪が燃焼しにくくなるのです。これらの要因が組み合わさり、肥満のリスクが高まります。

代謝速度も遅くなり、代謝速度が低下することで、体はエネルギーを効率的に消費できなくなり、脂肪として蓄積しやすくなります。最終的には肥満につながるということが関連書等で紹介されています。このように大切な睡眠ですが、子どもの睡眠に関することで私が着目した内容がありましたので紹介させていただきます。

令和7年3月18日、睡眠の日に合わせ、公益財団法人博報堂教育財団の調査研究機関、子ども研究所では、全国の小学4年生から中学3年生を対象に、子どもを取り巻く様々なトピックスについて、子どもたち自身がどう感じ、考えているのかを明らかにすることを目的とした調査結果が発表されていました。

多岐にわたる調査結果が報告されていますが、その中の睡眠時間に関して、平均睡眠時間は、小学生の推奨時間9時間から12時間に対し8時間56分、中学生が8時間から10時間に対し7時間57分。厚生労働省の推奨睡眠時間を僅かに下回る結果でした。

私は、もっと大幅に下がる結果を予測していました。しかし、家庭のしつけやルールがないとして、理想の夜の過ごし方を尋ねると、家族と話すよりもゲームや動画などを楽しむになるそうです。小学生の3割、中学生の半数以上が布団の中にスマホ等を持ち込んでいる。睡眠の重要性は認識しながらも、もっと夜遅くまで起きていたいのが6割を超える。7割強の子どもた

ちが昼間に眠気を感じているそうです。小学生の5割、中学生の6割が学校で昼寝時間があるとうれしいとコメントされていました。

睡眠時間の数値回答の信憑性はともかく、子どもたちの実際は意識回答にあるように、睡眠不足の状況が多いと推察してよいのではと考えます。現在の社会環境を受け、子どもたちは健康増進とは相反する方向の考えを持ち、生活していることを理解する中、子どもたちの健康保持増進を進めていく大切さを改めて認識したところです。

まずは、町内小中学生の生活習慣病予防健診の内容について、3点を質問いたします。

一つ目に、小中学生生活習慣病予防健診の開始時期から現在に至る健診結果の状況について伺います。

二つ目に、健診結果に対して、対象者へのケア状況について伺います。

三つ目に、町として県平均を悪化方向に超える結果を受け、今後の取組への考えについて伺います。

続きまして、ロ．保健事業の推進状況について。

先ほど小中学生の生活習慣病予防に関する質問をさせていただきましたが、保健事業に関する質問となります。

冒頭、個別健診が開始された話に触れましたが、保険者については、勤務先を含め複数ありますが、健康診断を受診され、健康状況を把握し、結果により再検査や改善に向け対応されていることと思います。

生活習慣病に該当する主な病気としては、例えば高血圧、脂質異常症、2型糖尿病、慢性腎臓病、高尿酸血症、痛風、肥満症、メタボリックシンドローム、脂肪肝、非アルコール性脂肪性肝疾患、非アルコール性肝炎、アルコール性肝炎、慢性閉塞性肺疾患、肺気腫や慢性気管支炎、肺がん、大腸がん、歯周病などが挙げられます。

少しでも個人が自身の健康に関心を持ち、健康改善が必要な場合、取り組みやすい環境を向上させていくことは行政として必要なことと考えます。

健康増進法に基づき、健康推進事業実施者は、住民の健康増進のため保健事業を実施するよう定義されています。現在は、標準的な健診保健指導プログラム（令和6年度）に準じて展開されているところですが、保険者である町の国民健康保険の保健事業について、推進状況を伺います。

一つ目に、平成30年度当初の保健事業（健診・保健指導）の計画について伺います。

二つ目に、令和5年度までの最終年度の評価状況を伺います。

三つ目に、令和5年度の評価結果を受けて、令和6年度から始まった保健事業計画へ反映した取組内容について伺います。

以上3点について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、水出議員さんから1番目の質問としまして健康保持増進について、イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの保健事業の推進状況についてお答えしまして、イの小中学生の生活習慣病予防については保健センター所長より答弁いたします。

現在、国民健康保険の保健事業は、平成26年3月に厚生労働省が策定した国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針により、健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画を策定し、事業の実施・評価・改善等を行うこととされております。

また、計画の策定にあたっては、厚生労働省が生活習慣病対策を推進するために、健診や保健指導の基本的な考え方や留意点を示した標準的な健診・保健指導プログラムに基づくこととされております。

町では、平成26年度に27年度から29年度までの3年間を計画期間とする国民健康保険第1期保健事業実施計画を策定し、特定健診の受診率の向上や、特定保健指導終了者の増加に努めるとともに、脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎不全の3疾患の重症化の予防に重点を置き取り組んでまいりました。

ご質問いただきました平成30年度当初の保健事業計画の内容につきましては、30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする第2期保健事業実施計画の内容ということになります。

第2期計画では、人工透析の原因疾患である慢性腎不全と糖尿病による死亡率の増加や、医療費の割合の増加など、当時の課題を捉え、生活習慣病の重症化に伴う糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患に対して、それぞれの共通リスクとなる糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドローム等の該当者の減少を目標としたところであります。

生活習慣病が重症化すると、合併症の発症や入院など高額な医療費にもつながることから、進行の抑制にも重点を置き、健診結果から医療受診が必要な方には受診勧奨を行い、治療中の方には医療との連携を行うほか、個別訪問等により保健指導を行うなど、疾病の重症化予防に取り組んでまいったところであります。

次に、令和5年度までの最終年度評価についてのご質問であります。第2期計画の期間において、40歳から74歳の方に実施した特定健診結果から、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対して実施する特定保健指導の実施率を90%以上とした目標に対し、当町における令和4年度特定保健指導実施率は、全国の町村の中で10位以内となる94.8%で、目標を大きく上回り、厚生労働大臣より感謝状が贈られる好成績となりました。なお、長野県内の市町村国保の町の中では、長野県では1位ということになっております。

このほか、健診受診者のうち高血糖、高血圧、脂質異常に該当する方の割合の減少や、生活習慣病の重症化予防・進行を抑制するための医療機関受診率の増加の目標についても達成した

ところであります。

一方、目標が達成できなかった項目といたしましては、メタボリックシンドローム該当者数及び脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎不全等の総医療費に占める割合などであります。

また、特定健診の受診率は、目標の65%には届きませんでした。30年度の54.2%から令和5年度は60.1%と向上し、国の目標である60%を初めて上回る結果となりました。

第2期計画全体の評価といたしましては、目標項目のおおむね半数は目標達成となりましたが、未達成の項目も半数あったことから、現状把握やデータ収集を行い、引き続き保健指導に力を入れて取り組む必要があると捉えたところであります。

次に、令和6年度から始まった保健事業計画へ反映した取組のご質問であります。令和6年度から11年度までの6年間の計画期間とする第3期保健事業実施計画は、町内の医師・薬剤師等により構成される国民健康保険運営協議会における、第2期計画の検証結果に基づき策定いたしました。

第3期計画では、引き続き、生活習慣病の重症化予防のための保健指導の実施に努めるとともに、新たな取組として、自分の健康と照らし合わせたり、生活との関連性を考える健康教育を事業に加えたところであります。

その具体的な取組の内容は、血流改善の効果や高血圧が及ぼす影響、心臓の働きなど、日頃の疑問を解決する場を増やすことで、自分の体と健康を身近なものとして認識していただき、日常生活においてできることを実践する教室や学習会の実施を計画したところであります。

生活習慣病の重症化は、生活の質の低下に大きく影響することから、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ることを目標に、引き続き、町民の皆さんの健康増進に努めてまいりたいと考えております。

保健センター所長（川島君） 私からは、小中学生の生活習慣病予防についてのご質問に順次お答えいたします。

生活習慣病は、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症や進行に関与する疾患の総称であり、がん、心疾患、脳血管疾患などの病気が含まれ、かつては成人病とも言われておりましたが、現在では未成年であっても発症の可能性があることがわかってきております。

生活習慣病の多くは、発症してもかなり進行するまで自覚症状がなく、発症の有無については、血液検査等を実施しなければわからないことに加え、疾患の原因となる生活習慣の基本は小児期に身につくこととされており、早期から正しい生活習慣に心がけることが大切であるとされております。

町では、小学5年生及び中学2年生を対象に、平成15年度から生活習慣病予防健診を実施

しており、24年度以降は保健センターも連携する中、健診結果で発症リスクの高い子どもに対して相談会を開始しましたが、現在では、健診を受診した全ての子どもの保護者に相談会を案内しております。

ご質問の小中学生生活習慣病予防健診の開始時期から現在までの健診結果の状況についてありますが、保健センターが相談会を開始した24年度から令和6年度までの13年間の健診結果の状況は、肥満に該当する小中学生の割合は、小学5年生が5%から15%程度で、中学2年生は5%から10%程度でありました。

相談会の開始当初である24年度と25年度は、高血圧に該当する子どもはいませんでしたが、26年度以降は小中学生を合わせて、毎年四、五人が高血圧に該当しており、LDLコレステロールについては、当初から高い数値の小中学生は、毎年六、七人存在している状況でありました。

コレステロールは体の細胞をつくる材料であり、糖や脂肪を基に体内で合成されますが、糖や脂肪を取り過ぎるとLDLコレステロール値は高くなります。

さらに、小中学生の頃から肥満や高LDLコレステロールの状態が続くと、生活習慣病である糖尿病や脂質異常症を早期に発症する可能性が高いことから、令和6年度から血糖値や中性脂肪の検査を追加し実施しているところであります。

この検査結果から、血糖値については、小学5年生では36.5%、中学2年生では24.8%とそれぞれ高い状態にあることがわかり、小学5年生については県内実施市町村の平均値を上回っている状況でありました。

次に、健診結果に対する対象者へのケア状況についてのご質問ですが、健診結果の数値が基準値を外れ、指導を要する児童・生徒に対しては、毎年12月に学校で行われている個別懇談会に合わせ、希望者には保健師や管理栄養士による健診結果の相談会を実施しております。

相談会では、食や運動・日常生活との関連が大きいことなどをお伝えし、相談会後も学校の養護教諭との連携により、保護者と個別に面談するなど、その後の受診状況や生活状況の変化を確認しております。

次に、今後の取組への考えについてのご質問ですが、医療機関を受診している子どもについては、定期検査の結果により、その後の経過を確認できますが、医療機関の受診までに至らない状態の子どもの経過観察を行える仕組みとして、翌年度の検査実施等を検討しているところであります。

「広報さかき」で掲載しました生活習慣病について、血管の病気を引き起こすリスクや早期発見の重要性などを小中学生の保護者だけでなく、住民の皆様にも周知を行うとともに、引き続き学校と連携を取りながら、生活習慣病予防健診の充実を図り、早期からの発症予防に取り

組んでまいりたいと考えております。

4番（水出君） ただいまは、町長、保健センター所長より答弁いただきました。まずは、本当に現代の子どもたちが、早期からやっぱり生活習慣病にかからないことを大人たちが全員でもって協力し合っていくということは大変必要なことと思います。現代の子どもたちが関わる生活環境は、健康的な生活習慣と相反する環境が多くなり、保護者としても不安な状況と思います。町長招集挨拶では、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、引き続き安心して子育てができる環境整備に努めてまいりたいとありました。

子どもたちをより健やかに成長させていくことは、その保護者や周りの大人たちも一緒に健康改善に取り組み、健やかに成長した子どもたちは、やがて健全な大人となり、その子どもたちをまた健やかに成長させていく。町民全体の健康増進の好循環につながることを期待します。子どもたちが健やかに過ごせる環境づくりを今後もますます力を入れていただけることをお願いして次の質問といたします。

次の質問は、福祉避難所についてです。令和元年度の台風19号により、当町も災害を被りました。令和3年3月定例会において、その後の復旧や取組に関する一般質問がなされ、問いの一つとして、今後の検討課題について質問が行われました。

当時の福祉健康課長の答弁より関係するところを抜粋します。「総合防災訓練での取り組みのうち、避難所開設訓練の取り組みについてお答えいたします。昨年の台風において町では、高齢の方や障がいのある方など特に配慮を要する方のうち、一般の避難所での生活が困難な方の受入れを行うための二次的避難所、いわゆる福祉避難所を老人福祉センターに開設いたしましたが、当然ながら全ての要配慮者を収容できるわけではありません。こうしたことから、一般の避難所においても、例えば情報の取得が難しい聴覚や視覚に障がいがある方などは、運営本部の近くに避難スペースを設け情報を取得しやすくすることや、情報の伝達も音声だけでなく掲示板等による伝達の実施、移動に時間を要する方にはトイレなどへの移動が容易な場所へのスペース確保など、細やかな点にも配慮した避難所運営も求められると考えております。総合防災訓練における避難所開設訓練は、時間も限られ、全てを取り入れてというわけにはいかない状況もございますが、実際の避難所開設を通しての課題を踏まえ、まずは庁内で訓練内容について検討を進めてまいりたいと考えております。」と答弁がありました。

令和3年当時に福祉避難所の対応に関して課題を意識共有できたところと思います。

また、国の中央防災会議、防災対策実行会議に属するワーキンググループ等からの提言がまとめられ、災害対策基本法が令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）にて改正されたこと等を受け、市町村が事務を行う際の参考とするため、これまでの福祉避難所の確保・運営ガイドライン、以後はガイドラインと言います。が改定、公表されました。

主な改定内容は、指定福祉避難所の指定及びその受入れ対象の公示、指定福祉避難所への直接の避難の促進、避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策、緊急防災・減災事業等を活用した指定避難所の機能強化となっています。

また、前回の6月定例会において、同僚議員の一般質問において、新複合施設に関して福祉避難所としての活用が問われ、福祉避難所としての役割が期待できると答弁されており、行政として福祉避難所に関する検討意識が継続されていることがうかがえます。

そして、令和6年1月の能登半島地震及びその後の豪雨洪水災害等の教訓により、要配慮者を福祉避難所へ直接避難させることを推進する活動が加速しています。

そこで、町の対応状況について、3点の質問をお願いします。

一つ目に、要配慮者が災害時避難可能な町内の避難所について伺います。

二つ目に、警戒情報の警戒レベルによる要配慮者の受入れ公示方法について伺います。

三つ目に、要配慮者が福祉施設へ直接避難を可能とする取組について、考えを伺います。

以上について答弁をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 2. 福祉避難所について、イ. 町内要配慮者の避難所についてのご質問に順次お答えいたします。

東日本大震災においては、犠牲者の過半数を高齢者が占め、障がい者の割合についても、高い状況であったことに加え、令和元年東日本台風等の状況や被災者の声などをも踏まえ、指定福祉避難所の指定及び災害時の直接避難等を促進するため、国において、令和3年に福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定され、要配慮者への支援が強化されたところであります。

ご質問の、要配慮者が災害時に避難可能な町内の避難所についてであります。町では、老人福祉センターとふれあいセンターを要援護者収容施設として、町地域防災計画に位置づけ、避難対応を可能としており、令和元年東日本台風時においても、町老人福祉センターを避難所として開設し、配慮を要する方の受入れを行いました。

このほか、町内に高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設がある社会福祉法人と災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結しており、避難先の確保に努めております。

しかしながら、災害が発生するおそれがあり、危険が迫っている状況におきましては、命を守る行動が必要であり、まずは安全な場所に避難していただくことが重要となります。

町内には、小中学校を含む10か所の中核避難所と、各公民館等32か所の応急避難所があり、災害のおそれがある際は、町で避難所を開設し避難情報を発信してまいりますので、町の発信する情報に留意していただくとともに、情報の聞き逃しなどの不安があればご相談いただき、自らの命を守るため、状況に応じた判断と行動を取っていただきたいと考えております。

次に、警戒情報の警戒レベルによる要配慮者の受入れ公示方法についてのご質問にお答えいたします。

市町村が災害対策基本法等の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定し、受入れ対象者を特定する場合は、町において公示することとされておりますが、現在指定する施設はなく、公示は行っていないところであります。

今後、福祉避難所を指定する際は、受入れ対象者の特定についても検討し、特定した際には、町掲示板等への公示のほか、「広報さかき」や町ホームページ、今年度構築を進めている自治体情報アプリなど、様々な手段で周知してまいりたいと考えております。

なお、町では災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、土砂災害や洪水など警戒レベル3の状態にある場合は、高齢者等要配慮者に避難行動を取っていただく高齢者等避難を発令する目安としており、そうした際には必要な避難所の開設を行い、防災行政無線等よりお知らせしてまいります。

次に、要配慮者が福祉施設へ直接避難を可能とする取組についてのご質問にお答えいたします。

災害時等危険が迫っている状況においては、一般の避難所から福祉避難所への移動は困難であり、心身に係る負担も大きいことから、直接避難の有効性については感じているところであります。

しかし、町では指定福祉避難所はなく、受入れ者の特定をしていないことに加え、町と協定を結ぶ福祉施設におきましても、入所し生活されている方がいるため、受入れできる人数には限りがある中、事前の把握もないまま直接避難がされますと、施設の容量を超えて配慮を要しない方までが避難することも考えられることから、現状では直接避難は難しいと考えております。

避難される方の状態や要配慮者の特性などにより、開設する避難所や用意する備品、配置するスタッフについても変わることが想定されるため、事前にご相談いただくことで各施設との連携を行い、受入れ体制を整え安全な避難につなげてまいりたいと考えております。

また、ガイドラインにおいては、一般の避難所の一部区画に福祉避難所として必要な要件を配備し、福祉避難所とすることも考えられるとしているように、町においても状況に応じて避難された配慮を要する方に対応してまいります。

今後といたしましては、現在計画している複合施設を福祉避難所として指定することも検討しており、そのほか町内で福祉避難所を指定し、受入れ対象者を特定する際には、直接避難の運用も可能になると考えているところであります。

いずれにしましても、危険が迫っている状況におきましては、まず、命を守る行動をとっていただくことが重要となります。

特別な配慮や設備が必要な方におかれましては、平時から医療や環境など、どのような対応が必要なのかを確認し、関係者に相談することで避難に備えていただきたいと考えております。

4番（水出君） ただいま答弁いただきました。福祉避難所の指定は、今、町ではしていないということでございまして、全国でも福祉避難所と指定されているところは、あるにはあっても、なかなかそれが機能どおり運営されていないとか、そういう問題もあるようです。これは指定すればいいという問題ではなくて、一番はやっぱり災害が起きたときに、要配慮者の方はやっぱり避難するのに時間がかかります。それに対して、災害は非常に速いスピードで起き始めると迫ってきます。そのときに、例えばそういった方を案内するにしても、どこに避難させるとかいう確認が、その災害時に確認していて本当に対応が取れるのかなというところは疑問があるんです。

取りあえず、今は町の一次避難所に避難していただいて、それで恐らく要配慮者だとか障がいのある方などは、そのときの状況によってそれぞれの対応がまた考えられるのかと思いますけれども、やはりそういうときに、今の町にある福祉施設だとか、そういったところの機能・能力、その辺をあらかじめ知っておくことは必要かなと思っておるんですけれども、先ほどの答弁の中にも数に限りがあるというようなお話もありました。

再質問ですけれども、それらの施設で今避難するときに受入れ可能人数とか、そういった内容について、行政側として何か確認した行為とか、そういう実績はございますか。

以上お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

緊急時の受入れ施設といたしまして、町内にある福祉施設が考えられるわけですが、実際の受入れ人数につきましては、そのときの状況に応じて、避難されてきた要配慮者の人数ですとか、避難期間というものを検討する中で、実際に受け入れていただける人数をこちらのほうと事業所とで協議いたしまして、決定いたします。というところでありますので、現時点では受入れ人数についての調整はまだ図っておりません。

4番（水出君） 再質問について答弁いただきました。令和3年のときから福祉避難についての課題というところは、行政側としても意識しているところです。そして、今既に三、四年たとうとしております。そのときに、やはりあまり改善が進んでいないというところが、私としては素直な感想であります。非常に今は日常茶飯事となるくらい、豪雨を含めて、地震を含めて災害が多くなってきております。そういったときに、このような今のスピード感でやっているのかなというところは疑問に思うところがあります。

まとめますけれども、災害情報が発令される際、町の指定避難所がどのタイミングでどのような手段で公示されるかというのは、一般の我々健常者にとっても非常に気になるところです。要配慮者、高齢者や障がいのある方、もしくは避難に時間がかかる方等は、災害時の防災情報の警戒レベル3の発令により避難に取りかかる必要があります。あらかじめ自身が避難できる避難先に関して、どのような手段があり、誰と避難するのか、平時より検討し、シミュレー

ションしておくことが必要です。災害から命を守ることは、平時にどれだけ多くの避難のケースを想定できるか、自助として大切なことと思っております。

災害本部が机上で災害時行動を起こすことが可能と見込んでいても、訓練していないことはまずできません。訓練していてもできないことは多いです。もしくは想定外も起こります。そして災害時には、役場職員の方も被災者となり得ます。災害が差し迫る状況下で住民の混乱をさばき、的確な情報を発信しながら適切に誘導することはかなり難しいことでしょう。

現在、福祉避難所として利用できそうな福祉施設に対し、施設の機能、受入れ能力、施設支援者のスキル、受入れ対象者について、事前に施設側と確認しておくことは、指定福祉避難所でなくとも災害時に利用協力をいただく上でも必要です。

ガイドラインでは、自治体の補助金活用の幅も広がり、不足があれば以前より機能強化の支援がしやすい状況になったと考えます。行政支援が広がることで、より施設側の協力も得られやすくなります。町民の命を守るための環境が向上するものと思います。要配慮者の方も安心して暮らせる町となることを期待して、私の一切の質問を終わりとさせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で、通告のありました7名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時40分～再開 午前10時50分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

議長（中嶋君） 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第35号 令和6年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

2番（大日向君） 決算書14ページ、款5項1目1株式等譲渡所得割交付金、これは当初予算で490万円となっていて、1,500万円ほど増額となっておりますが、この要因について。

それと15ページ、款7項1目1地方消費税交付金、これも7,500万増額となっておりますが、これについての要因もお願いします。

それと同じく15ページ、款8項1目1環境性能割交付金、これはこういった要件で町に交

付されるものなのでしょうか。

それと16ページ、款11項1目1交通安全対策交付金、これも同じくどのような内容で町に交付されるのでしょうか。

それと27ページ、款16財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、これ75万7千円とありますが、これは場所と売払先とかはわかっているのでしょうか。

以上。

収納対策推進幹（北沢君） 款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金、こちらの交付金につきましては、株式譲渡所得のうち、国・県で県税分の一部が交付基準額によって個人県民税の収入の割合で案分し、交付されるものです。

当初との比較で、令和6年度はこちらの県への収入が多かったため交付基準額が増加し、交付額が増加したものでございます。

財政係長（宮嶋君） 決算書15ページ、款7項1目1地方消費税交付金についてのご質問についてお答えいたします。

消費税は、税額10%のうち国税が7.8%、地方消費税は2.2%であり、地方消費税交付金は、県が徴収した地方消費税の2分の1に相当する額を人口と従業者数で案分して県から市町村に交付されるものであります。

なお、平成26年4月からの引上げ分については、社会保障の経費に充てるとされており、使途の状況につきましては、決算資料、主要施策の成果及び実績報告書の11ページに記載のとおりであります。増額した要因といたしましては、消費税額の増収に伴いまして交付金額が増額となりました。

続いて、同じく15ページ、款8項1目1環境性能割交付金についてのご質問にお答えいたします。

環境性能割交付金は、自動車の取得時に環境性能に応じて課税される税金のうち、その収入の40.85%を、町道の延長及び面積に応じて県から交付されるものであります。

最後に16ページ、款11項1目1交通安全対策特別交付金についてのご質問にお答えいたします。

交通安全対策特別交付金は、道路交通法に定める反則金を財源に、防護柵やカーブミラーなどの交通安全施設の設置や管理の費用として、交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済み道路延長を指標として国から交付されるものであります。

まち創生推進室長（小河原君） それでは27ページ、款16項2目1不動産受払収入土地売払収入の内訳につきまして、お答えいたします。

こちらは、町所有の普通財産の売却に伴う収入でございます。昨年度は2件の実績がございまして、内訳といたしますと、小網におけます約49平米の土地を住宅メーカーに売却したも

のでありますほか、もう1件につきましては、立町の約34平米の土地を隣接する町内企業の土地と交換したときの交換差金、これの合計金額ということになります。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございませんか。

13番（大森君） ページ18ページ、款13項1目7総務使用料、有線放送電話の滞納の件でありますが、決算では1円も入っていないということについて、どういう対応をされたのか。

それから、他の町税との関係の滞納等についてはどんな関係になっているのか、ご答弁願います。

もう1点、ページ29ページ、款20項3目1同和地区住宅新築資金、これは滞納者数が何件、そして歳入といいますか、収入があったのが19万7千円ということで、これは何人分でしょうか。それから最高額は幾ら残っているのでしょうか。

それと、これは以前からずっともう、貸し付けたときから保証人がついているわけですが、この保証人との関係はどうなっているのか。また、当時のやり取りの中では、町解放同盟が責任を持って保証人等も一緒にして解決していくという答弁をずっと言われているのですが、町の解放同盟がどういう対応を今されているのか。

この2点についてお尋ねいたします。

まち創生推進室長（小河原君） 18ページ、款13項1目7の有線放送電話の使用料滞納繰越金、こちらについてお答えいたします。

こちらは平成29年度に事業を開始いたしました有線放送電話、その使用料の滞納繰越分でございます。令和6年度におきましては、未納者13名、161件の滞納繰越分が残っているという状況でございました。これにつきまして、引き続き滞納整理の関係の納付通知等を送る中で徴収に努めましたが、収納の実績が上がらなかったということでございます。以上であります。

企画政策課長（長崎さん） 決算書29ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入のうち節2同和対策住宅新築資金等貸付金元利収入につきましてのご質問でありますが、収入済額につきましては19万7,123円で、こちらにつきましては2名の方からの納入ということになっております。

また、未収入金の人数でございますけれども、現在未納となっている方は5名でございます。

それから、滞納の回収見込みということでございますけれども、滞納者の方、また保証人の方々もそれぞれ高齢の方が多くなってきております。そういった部分でも折衝に関しては難しい面もございますけれども、基本的には直接お話をしたり、電話をしたりなど、粘り強く納入のお願いをしているところでございます。また、部落解放同盟との関わりということでございますけれども、滞納者の状況ですとか、そういったお話を確認させていただくなどしているところでございます。

すみません、最高額でございますけれども、最高額につきましては1,026万2,412円が最高額ということでございます。

13番（大森君） 1回目の質問のところですね、有線放送の件で、他の町税等の滞納状況はどうかということについて質問しているのですが、この答弁がなかったんです。これはまだ1回目の中身ですから。

まち創生推進室長（小河原君） ただいまの他の徴収税目との連携というところでございます。こちらにつきましては、有線放送の使用料につきましては使用料という項目、その他税目につきましても、庁舎内で収納推進対策会議、当時の実施する中で、滞納者の情報共有等はさせていただいている中で、可能な限り臨戸訪問等に努める中で徴収可能なお宅に、できるだけ情報を共有する中で可能性を探って徴収に努めているという状況であります。以上です。

13番（大森君） では、2回目の確認ですけれども、徴収可能な方ということですが、可能とか可能じゃないんじゃないかと。滞納についてはきちっと収めていただくという立場での収納が必要だというふうに思います。その件についていかがか。

それから、同和地区の住宅新築資金等についてでありますけれども、保証人の皆さんも高齢化しているということですが、これは改善の余地あるんですか、回収の余地の。では、来年度はこういう形で、今度はもう少し徴収は多く徴収できるようになりますという、そういう保証はあるのでしょうか。

これは、当然保証人が保証できなければ、次の保証人の方をお願いしていくということじゃないでしょうか。あるいは金融機関でいけば、すぐ差押えということも行っています。これは税じゃなくて貸し付けたものですから、その点についてはきちっとした姿勢を示すべきだというふうに思うんですが、その点についてご答弁願いたいと思います。

まち創生推進室長（小河原君） ご質問いただいた趣旨につきましては、大変理解できる所かと思えます。使用料ということで皆さんが公平に使われた対価として納めていただく、そういった性格のものでございます。引き続き使用料の徴収に努めることに邁進してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますけれども、それぞれ厳しい状況にはございますけれども、定期的に電話連絡を取るですとか、保証人さんを含めて粘り強く交渉させていただき、未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。

収入の見込みにつきましては、粘り強い折衝交渉で何とか納入につなげられるよう折衝をしていきたいと考えております。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

9番（山城君） 先ほどは失礼いたしました。ページですが38ページ、項目ですが職員研修事業というところですが、大きく3点質問いたします。

研修をいろいろやられていると思うんですが、前年度、令和6年度にDX推進研修というのが研修種別にありました。これはどんな研修をされたのか。また、対象者は決まっていたのか。また、対象者について、希望する人も行けたのかどうかということが二つ目になります。三つ目ですが、全体の研修としてですけれど、いわゆる課長級、管理者側の研修というものがあるのかどうか。これは必須のものがあったのかどうかと、あと希望すれば行くことができた、研修があれば受けることができた、お聞き願います。お願いします。

DX推進室長（瀬下君） 私からは、DX推進研修のご質問にお答えいたします。ページ39ページ、款2項1目1職員研修事業のうちDX推進研修につきまして、ご質問にお答えいたします。

こちらは、昨年10月に日本経営協会に依頼をいたしまして実施したものでございます。こちらは全職員を対象といたしまして受講していただいたということで、希望者も含めて全職員という形になっております。

こちらの内容といたしましては、そもそもDXとはといった基本的な部分から、DXを成功させるための政策の形成、手法等について、行政におけます自治体DXの機運情勢、それから推進、こちらを目的として開催したものでございます。

総務係長（宮下君） 同じく職員研修事業の課長級を対象とした研修はということでございますけれども、課長級としましては人事評価を評価する側ということで人事評価評価者研修というものを必須として行っております。そのほか課長級職員につきましては、講演会など見識を広めるような研修への参加、また情報セキュリティー、個人情報保護、デジタルリテラシーなどの研修、またメンタルヘルス研修、こういったところには希望者という形での研修の受講をしていただいたところでございます。

議長（中嶋君） お待たせをいたしました。

8番（玉川君） 数点お伺いします。47ページの款2総務費、項1総務管理費、目11の防犯対策費ですが、これの防犯対策一般経費。防犯等についてですが、防犯灯の新設数と交換等があります。それと、今までもう既にできている防犯灯もありますので、新設数とそれを加えた全体の町内の数、それと全てのLED化率について一つ。

それと52ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般経費についてなんです、マイナンバーカード、これの交付率の変化についてお尋ねします。

続きまして89ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目8環境保全対策費、負担金補助及び交付金ですが、地域猫不妊去勢手術費補助金のところなんです、これの実績は主要施策の報告に書いてあるんですが、これは、ほぼふくねこさかきさんが中心になってやっていると思うんですが、区のほうでもやった実績はあるのかということでお伺いします。

それと90ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、これのごみ危険物収集所整備補助事業ですが、この補助の条件。例えば区でお願いしても、ほかの区とのバランスがあるからというような条件はあるのでしょうか。

続きまして、56ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、これの負担金補助及び交付金で、更埴地区保護司会の負担金、それと民生委員さんの活動費交付金があるんですが、町内保護司さんの人数、それと募集方法。それと民生委員については、交付金の説明をお願いします。

それと、67ページの款3民生費、項1社会福祉費、目8の地域包括支援センター費の中の緊急通報体制整備事業に訪問員さんという項目があるんですが、これが20名。活動内容と選ばれる条件はどんなものでしょうか。

あと二つあります。124ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2の事務局費、これの教育振興事業の給食費等補助金なんです、これの基になる具体的な給食費の金額、これも実績表に書いてありますが、それと支払いのタイミングというのはいつなんでしょうか。

最後になります。135ページの款10教育費、項4の社会教育費、目1の社会教育総務費の社会教育総務一般経費、社会教育委員さんが7名、生涯学習審議会委員さんが9名ありますが、この説明を活動内容を含めてをお願いします。

以上です。

住民環境課長（山下君） 私からは、4点だったと思いますが、まず47ページ、款2項1目11の防犯対策費、防犯対策一般経費のうち防犯灯の新規の設置数と全体の数、LED化についてということですが、まず令和6年度につきましては、町単事業において新設を10か所、改修が4か所で、計14か所対応してございます。これによりまして、町の防犯灯の総数が1,636本となり、LED化率は14.4%となっております。

続いて52ページ、款2項3目1の戸籍住民基本台帳費のうちの戸籍住民基本台帳一般経費につきまして、マイナンバーカードの交付率の変化ということでございますが、令和6年度末において、マイナンバーカードの交付率96.79%となっております。マイナンバーカードにつきましては、令和2年度から5年度にかけて急激に伸びておりましたが、以降これにつきましては、緩やかに上昇しているといったような状況でございます。

続きまして89ページ、款4項1目8の環境保全対策費のうちの負担金補助及び交付金、地域猫の不妊去勢手術費の補助金のところでございますが、実績につきましては、令和5年1月

より実施しておりまして、令和5年度につきましては、不妊手術が74頭、去勢手術が60頭の計134頭、令和6年度におきましては、不妊手術が45頭、去勢手術が39頭の計84頭手術を対応しております。これらにつきましては、ふくねこさかきさんのTNR活動、いわゆる捕獲から手術、それから元に戻すというところまでの事業についての補助金でありまして、各地区と連携はしてございますが、やはりノウハウを持っているふくねこさかきが中心となり、区と連携をする中で事業を実施してございます。

それから90ページ、款4項2目1の清掃総務費のごみ危険物収集所整備補助事業でございますが、こちらについては、補助の条件にございましては、各区に現在設置されております可燃・不燃のごみ収集所の修繕、それから新規に係る経費のうち3分の2、上限を15万円としました3分の2を補助対象とするもので、令和6年度については7か所に交付してございます。

設置の条件につきましては、区の事情や設置場所の事情などによりまして各区一律ではございませんが、新設については、ご相談の上、場所等の確保について各区にお願いをして、条件が整った際には収集業者に依頼を受けますかと話しまして、対応可能かどうかという中で新設についての対応は設置しているところでございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 決算書56ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の更埴地区保護司会負担金のご質問にお答えいたします。

町内の保護司の人数と募集方法はということでございますけれども、現在、町で活動される保護司は7名で、坂城地区2名、南条地区2名、中之条地区1名、村上地区2名となっております。新たに保護司になる方の募集につきましては、広く募集はかけておりませんが、保護司の皆さんの中で候補者を挙げていただく中で決定されております。

次に、民生委員活動費交付金についてでございますが、こちらにつきましては、地域の見守りや相談支援等を行う民生児童委員の活動費及び民生児童委員協議会の運営費として、民生児童委員個人及び民生児童委員協議会へそれぞれお支払いをしているものとなります。

続きまして、ページ67ページ、項1社会福祉費、目8地域包括支援センター費の緊急通報体制整備事業の訪問員のご質問であります。こちらにつきましては、活動内容と選ばれる条件はということで、事業といたしますとひとり暮らし訪問員とは、町にひとり暮らし高齢者の登録をしていただいている方に対して、日々の見守りや声かけなどを行っていただいております。選ばれる条件につきましては特に決まりはございませんが、ご本人の依頼と訪問員の協力により実施されておりまして、6年度末の訪問員は、20名の方が独居高齢者のお宅へ訪問して日々の様子などをお伺いしているという事業になります。

教育文化課長（細田さん） それでは決算書124ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費のうち、教育振興事業費の中の18負担金補助及び交付金のうち給食費等補助金についてお答えしてまいります。

こちら給食費等の補助金でありますけれども、学校の給食費無償化に伴いまして、町内に住所を有する町外に通う就学者に対して補助するものとなっております。就学する学校において納付した給食費または給食提供日数に、町の1日当たりの給食費、小学校だと315円、中学校だと360円を乗じた額のどちらか低い額を補助するものです。また、アレルギー等のある小中学生に対しまして、例えばアレルギーで主菜のみ食べられないとなると、その相当額について補助するものであります。支払いのタイミングといたしましては、年度末に申請書を提出してもらい、支払うこととなっております。

続きまして、決算書135ページ、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の社会教育総務一般経費のところの、まず社会教育委員の活動内容でございますけれども、社会教育委員は、社会教育法に基づき、町条例により設置をされている者です。社会教育に関する意見を聞きまして、行事等の提案や参加をいただいております。令和6年度におきましては、青少年事業、企業見学会、リーダー研修等を一緒に実施いたしました。

続きまして、生涯学習審議会委員でございます。こちらは生涯学習事業を推進するにあたりまして、こちらのほうを設置しております。委員につきましては、学校教育及び社会教育関係者、学校教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から教育委員会が委嘱する者となっております。教育関係の各種団体の長の方に主に委嘱しております。それぞれの団体の立場から意見や提言をいただいているところであります。こちらにおきましては、年1回会議を開催し、生涯学習の基本方針、ふれあい大学、公民館事業、図書館業務等の審議をお願いしているところであります。

議長（中嶋君） 4番、水出議員。

4番（水出君） 質問は5点あります。質問の性質は皆同じなので、科目を5点読み上げさせていただきます。そして、数字の読み上げについては、決算書の繰越予算額に表記されている数値を読み上げますのでお願いいたします。

まず1点目。52から53ページにかけて、款2項3目1戸籍住民基本台帳費698万7,200円。

次に、67から68ページ、款3項1目11物価高騰対応重点支援給付金給付費90万3千円。

次が69ページ、款3項2目1児童福祉総務費328万円。

次が款3項2目6坂城保育園費286万5千円。

最後です。143ページ、款10項4目6文化センター管理費5億1,310万円。

町の会計事業については単年度決算ということですが、都合やら相手事情やらいろいろ含めて繰越しされることは当然あることかなと思います。6年度に繰り越されて、実施されたわけでございますが、これらの予算内容、繰り越した予算について、繰り越した理由と何に

ついてなのか、明細について理由をお尋ねいたします。

住民環境課長（山下君） 私からは、款2項3目1の戸籍住民基本台帳費のうち、繰越しの戸籍住民基本台帳一般経費についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、戸籍振り仮名法制化に伴うシステム改修事業でありまして、そのうちの社会保障・税番号制度システム整備、総務省の所管する補助金の対象事業でございます。

こちらにつきましては、当初、総務省、国の提示する仕様書に基づき各システムの改修を予定しておりましたが、国からの仕様書の提示が予定時期より遅延し、それに伴いベンダーシステムの構築作業も遅延となったために繰り越しいたしております。

予算額698万7,200円に対しまして決算額563万4,200円につきましては、当初旧字及び振り仮名の記載に係る戸籍附票改修が補助対象という見込みで予算のほうを立てていたところ、遅れてきた仕様書等によりまして、こちらが補助対象外ということになったために、こちらの金額を減額しているというような状況でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 私からは、ページ67ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目11物価高騰対応重点支援給付金給付費の繰越事業費繰越額90万3千円と、69ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の繰越事業費繰越額328万円について、関連がございますので併せてご説明させていただきます。

いずれの事業におきましても、令和5年度に実施いたしました、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において低所得者を対象に支援を行ったもので、繰越しとなりました理由は、給付対象者の基準日が令和5年12月1日であり、申請の提出期限は6年の4月15日だったため、年度内において事業が完了しないことから、6年度に繰越しを行ったものであります。

6年度における決算額は、68ページになります。事業名、繰越 物価高騰対応重点支援給付金給付費として48万4,055円は、低所得の世帯に対して給付を行ったものであり、71ページの事業名、繰越 子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付費の決算額167万1,587円は、さきの事業で給付対象となりました世帯において、児童1人当たりに対し加算給付を行ったものであります。

この二つの事業につきましては、給付の対象に所得要件が設けられており、所得の申告がない方や、また転入されてきた方の所得の把握が難しいという状況で給付の対象となるかの判断ができないため、繰越予算額との差が生じたものであります。

それぞれの決算内容についてであります。世帯に対しての給付は10万円の給付を3世帯に、児童1人当たりの加算給付は5万円を30名分支給したものであり、このほかには給付に係る事務的経費となっております。

子ども支援室長（橋本君） 決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園

費の繰越額286万5千円につきましては、園舎の水路改修工事についてのもので、繰越しの理由につきましては、一部工事材料の納期の遅延によるものであります。

工事について275万円を支出しており、差額の11万5千円につきましては、工事实績に伴う精算により不用になったものでございます。

教育文化課長（細田さん） 決算書143ページ、款10教育費、項4、目6文化センター管理費、繰越額5億1,310万円についてでございますけれども、こちらは決算書144ページ、繰越文化センター管理一般経費に係るもので、文化センターの耐震補強大規模改修工事に係るものとなっております。

繰越しの理由といたしましては、耐震補強のコンクリート基礎工事において、雨水等の浸透による老朽化により増嵩が必要となり、施工法の検討と基礎コンクリート養生に期間を要したこと、電気工事のキュービクル式高圧受電設備で工事に係る一部機器調達が遅延し納品が令和6年5月となったため、6月までに工期を延長し、併せて予算の繰越しを行ったものでございます。

内訳といたしましては、本体工事に係る設計監理費が1,199万円、文化センターの耐震改修及び太陽光パネル・蓄電池設置を含む大規模改修工事費が4億9,665万円、その他外構を含む附帯工事で334万5,980円、館内の机や椅子等の備品購入で110万円となっております。

繰越額との差額でございますけれども、予算額として繰り越しますので端数が不用額となったものであります。

議長（中嶋君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目

9 上水道費、目 10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 10 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中、災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 36 号」から日程第 6 「議案第 39 号」までの 4 議案、各特別会計及び事業会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略をしたいと思います。

ご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 「議案第 36 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 4 「議案第 37 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 5 「議案第 38 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますでしょうか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第39号 令和6年度坂城町下水道事業会計決算の認定について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。質疑はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第35号」から日程第6「議案第39号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12日から9月21日までの10日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思っております。ご異議ございますか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、明日12日から9月21日までの10日間は、各委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月22日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時47分）